

平成 30 年度重点活動項目

地域包括ケアシステムに寄与する人材育成体制の確立とその展開

平成 29 年度、協会は第三次作業療法 5 ヶ年戦略を策定し、作業療法士が医療・介護のみならず保健・障害福祉の領域も含めた地域包括ケアシステムに寄与できるよう、引き続き学術・教育・制度対策の各側面から活動をさらに強化してゆくこととなった。折しも、理学療法士作業療法士養成施設指定規則および指導ガイドラインの見直しによって、地域包括ケアシステムに対応できる作業療法士の養成を推進するためのカリキュラム改変とともに、臨床実習施設および指導者の要件も変更されたところである。協会はこれらの変化に対応し、教育ガイドラインおよび臨床実習指針を改訂して研修会や情報交換の場で周知を図るとともに、医学・薬学教育で導入されている臨床実習共用試験導入に向けた検討を開始する。また制度対策としては、特に厚生労働省の進める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のための作業療法のあり方を提示し、精神科患者の地域移行支援に作業療法士の活用を訴えてゆく必要がある。

このような動きを支えていくために、協会事務局では、来るべき会員 10 万人体制の情報管理に備えて、会員にとって利便性の高いコンピュータシステムの構築を図る。

1. 作業療法の学術の発展への取り組み

- 1) 平成 30 年度社員総会に「作業療法の定義」改定案の提出 (#2 学術部)
- 2) 生活行為向上マネジメント事例登録の推進、難病、発達障害、精神障害、認知症などへ適用した事例の集積 (#3,5 学術部、生活行為向上マネジメント連携推進室)

2. 作業療法士の技能の向上の取り組み

- 1) 作業療法教育ガイドラインおよび作業療法臨床実習指針の改定と周知 (#8 教育部)
- 2) 教員および臨床実習指導者資格取得研修会のプログラム立案と開催 (#9,10 教育部)
- 3) 臨床実習共用試験導入の検討 (#12 教育部)

3. 作業療法の有効活用の促進に向けた取り組み

- 1) 認知症施策推進総合戦略等への参画状況の把握と実践事例の集約により作業療法の役割明示と参画を促進 (#22 関連 認知症の人の生活支援推進委員会)
- 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方の提示 (#25 制度対策部)
- 3) 作業療法士による就労支援実績の集積 (#29 制度対策部)
- 4) 平成 30 年度医療・介護・福祉における同時改定後の動向調査と今後への対応

4. 作業療法の普及と振興に関する取り組み

- 1) 生活行為向上マネジメントのさらなる普及と国民への広報 (#37 広報部)

5. 内外関係団体との提携交流に関する取り組み

- 1) 2024 年アジア太平洋作業療法学会の誘致委員会を設置し、国際学会の発表や運営に資する作業療法士の育成を加速 (#19,20,42 誘致委員会、国際部、教育部、学術部)

6. 大規模災害等により被害を受けた人への支援

- 1) これまでの災害支援活動に関する取り組みをまとめ、会員・一般国民及び海外に広報 (#46 災害対策室)

7. 法人の管理と運営における取り組み

- 1) 協会コンピュータシステム基幹部分の統合・刷新 (#51 事務局)
- 2) 事務局将来像の人員・機能・予算を含む詳細提示 (#47 事務局)
- 3) 「協会員＝士会員」実現のための具体的な新制度と工程表の作成と提示 (#53 事務局)